

さぬき市事業継続支援安定化給付金 申請要領

令和2年9月
さぬき市商工観光課

1 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長引くことによる業績回復の遅れなど、今後の事業継続が不安定になっている事業者の経営基盤の強化及び安定化を図るために、給付金を支給します。

【支給対象者】

市内に事業所や店舗を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主（市外（県内）に事業所を有する市内在住者を含む）、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等

※令和2年1月から3月に創業した者についても対象となります。

【対象要件】

令和2年8月から12月までの任意で選択した月の1か月の事業収入が、前年同月比で30%以上減少している者

ただし、当該月の減少額が10万円以上の者を対象とします。

【支給額】

1事業者当たり **20万円**

【提出書類】

- ① 給付金申請書（様式第1号）
- ② 給付金請求書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 前年度の確定申告書類の写し
- ⑤ 前年同月の事業収入が分かるものの写し（確定申告書の月別内訳が分かるもの）
- ⑥ 対象月の事業収入が分かるものの写し（帳簿の写し等）
- ⑦ 通帳の写し（口座振込の場合のみ）
- ⑧ 免許証など、本人確認できるものの写し（個人事業主の場合のみ）

※上記以外の提出書類が必要となる場合がありますので、申請要領を十分ご確認ください。

2 支給要件

●支給対象者

(1) 市内（市内に住所を有する個人事業主にあつては、香川県内）に事業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者であること。

①中小企業基本法第2条第1項の各号に規定する会社又は個人事業主

②会社以外の法人にあつては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下）であるもの

③組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は①若しくは②に該当する法人であるもの

※市内に住所を有し、香川県内に事業所を有する個人事業主にあつては、令和2年9月3日（さぬき市事業継続支援安定化給付金支給事業実施要綱の施行期日）以前から市内に住所を有する者でなければなりません。

(2) 令和2年3月以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も市内（市内に住所を有する個人事業主にあつては、香川県内）で事業を継続する意思があること。

(3) 令和2年8月から12月までの間において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等による事業収入の減少額が前年同月比で30%以上、かつ、10万円以上となる月があること。

※対象月は、令和2年8月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が30%以上、かつ10万円以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

注1 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

注2 複数の事業所を有する場合であっても、給付額は業種に関係なく1事業者20万円となります。

注3 さぬき市事業継続支援緊急給付金の受給者も対象となります。

●不支給要件

下記の（１）から（６）のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- （１） 国、公共法人
- （２） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗
 関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- （３） 政治団体
- （４） 宗教上の組織若しくは団体
- （５） 暴力団、暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有する者
- （６） （１）から（５）までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして
 適当でないと市長が判断する者

3 申請期間・方法

- ◇申請期間 令和2年9月4日（金）～令和3年2月1日（月）
当日消印有効
- ◇申請先 ㊟769-2195 さぬき市志度5385番地8
さぬき市役所 商工観光課 宛て
注 「給付金申請書」在中とご記入ください。
注 書類到着確認等の問合せには応じられませんので、簡易書留など、ご自身で送達状況の追跡ができる方法で郵送願います。
- ◇振込日 9月下旬より月3回の振込日を設ける予定です。

◇必要なもの

申請書類や要件等は、チェックシートでご確認ください。
また、申請の際はチェックシートも提出してください。
提出書類の用紙サイズは全てA4判（片面印刷）で統一してください。

- ①給付金申請書（様式第1号）
- ②給付金請求書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④申請内容を証明する書類

[法人の場合]

- ア 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類写し
- イ 対象月の月間事業収入が分かるものの写し（令和2年〇月と明確に記載）
- ウ 法人名義の振込先口座の通帳写し

[個人事業主の場合]

- ア 令和元年分の確定申告書類写し
- イ 対象月の月間事業収入が分かるものの写し（令和2年〇月と明確に記載）
- ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳写し
- エ 本人確認書類写し

※上記以外の提出書類が必要となる場合がありますので、申請要領を十分ご確認ください。

※様式第1号から様式第3号は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所商工観光課、総合支所、各出張所、商工会本所、商工会支所で入手できます。

※代理受領はできません。

※確定申告書の控えには、税務署の収受印が押印されていること。
e-Tax による場合は、税務署に到達したことが確認できる「受信通知」を添付のこと。

※申請内容を証明する書類の詳細については、5ページ、6ページを必ずご確認ください。

4 申請内容を証明する書類の詳細

[法人の場合]

ア 確定申告書類の写し	・対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え(1 枚) ・法人事業概況説明書の控え(おもて面・裏面とも)
イ 対象月の月間事業収入がわかるものの写し	・対象月の売上台帳、帳面その他申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。 ※令和2年〇月と明確に記載されているもの。 例 経理ソフトから抽出した売上データ エクセルで作成した売上データ 手書きの売上帳のコピーなど
ウ 法人名義の振込先口座の通帳写し	・金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの。 ※通帳の表面＋通帳を開いた1・2ページ目 ※コピーが不鮮明な場合や上記情報が確認できない場合は、振込ができませんので、ご注意ください。

※確定申告書の控えには、税務署の収受印が押印されていること。

e-Tax による場合は、税務署に到達したことが確認できる「受信通知」を添付してください。

※令和2年1月から3月までの間に創業した場合は、税理士等（税理士、商工会等）の証明のある収入等申立書（様式第4号）、履歴事項全部証明書を提出してください。

※用紙サイズは全てA4判（片面印刷）で統一してください。A4判より小さい書類はA4判用紙に貼付してください。

[個人事業主の場合]

ア 確定申告書類の写し	[青色申告の場合] ・確定申告書第一表（令和元年份）（1 枚） ・所得税青色申告決算書（1・2 ページ目） [白色申告の場合] ・確定申告書第一表（令和元年份）（1 枚） ・収支内訳書（1 ページ目） ※申告の基礎となる月ごとの帳簿等の写しも提出してください。（参考様式あり）
イ 対象月の月間事業収入がわかるものの写し	対象月の売上台帳、帳面その他申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。 ※令和2年〇月と明確に記載されているもの。 例 経理ソフトから抽出した売上データ エクセルで作成した売上データ 手書きの売上帳のコピーなど
ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳写し	金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの。 ※通帳の表面＋通帳を開いた1・2 ページ目 ※コピーが不鮮明な場合や上記情報が確認できない場合は、振込ができませんので、ご注意ください。
エ 本人確認書類の写し	次のいずれか 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）、個人番号カード（表面）、写真付き住民基本台帳カード（表面）、住民票＋パスポート、住民票＋各種健康保険証

※確定申告書の控えには、税務署の収受印が押印されていること。

e-Tax による場合は、税務署に到達したことが確認できる「受信通知」を添付してください。

※令和2年1月から3月までの間に創業した場合は、税理士等（税理士、商工会等）の証明のある収入等申立書（様式第4号）、開業届出書（税務署の受付印が押印されていること）を提出してください。

※確定申告書の写しは、マイナンバー部分を黒塗りしたものを提出してください。

※市内に住所を有し、香川県内に事業所を有する個人事業主にあつては、住民票を提出してください。

※用紙サイズは全てA4判（片面印刷）で統一してください。A4判より小さい書類はA4判用紙に貼付してください。

5 給付金の算定方法

◇令和2年8月から12月までの間で、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

ただし、当該月の減少額が10万円以上となること。

◇通常の場合の算定例

	R元年9月 事業収入	R2年9月 事業収入	減少率	減少額	給付の 可否
事例①	100万円	70万円	30%	30万円	○
事例②	50万円	35万円	30%	15万円	○
事例③	40万円	30万円	25%	10万円	×
事例④	30万円	21万円	30%	9万円	×

◇特例1

直前の事業年度の確定申告が完了していない場合は、2事業年度前の同月の事業収入で算定することになります。

例

	H30年9 月事業収入	R元年9月 事業収入	R2年9月 事業収入	減少率	減少額	給付の 可否
事例	100万円	100万円	70万円	30%	30万円	○

◇特例2

令和元年中に新たに創業した場合は、収入額減少等を前年同月比で算定する方法のほか、令和元年中の事業収入の月平均との比較により算定する方法を選択できます。

◇特例3

令和2年1月から3月までの間に創業した場合は、収入額減少等をその月から令和2年3月までの事業収入の月平均との比較により算定します。

その間の事業収入については、税理士等（税理士、商工会等）の証明のある収入等申立書（様式第4号）を提出してください。

また、創業を確認できる書類として、個人事業主の場合は開業届出書（税務署の受付印が押印されていること）を、法人の場合は履歴事項全部証明書を提出してください。

6 申請後の流れ・不正受給時の対応

●申請後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認させていただき、不明な点等がありましたら電話等でご連絡させていただきます。また、不備の内容によっては、返送させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

口座振込については、9月下旬より月3回の振込日を設ける予定です。

なお、確認が終了した際には、支給決定通知書（不支給の場合には不支給決定通知書）を発送させていただきます。

●不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。

給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対しては、返還を求めます。

また、不正の内容が悪質な場合には申請者名を公表するとともに、刑事告発を行います。

7 お問い合わせ先

◇さぬき市役所 建設経済部 商工観光課

☎087-894-1114